

世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画案の策定について

1 主旨

世田谷区社会的養育推進計画で定めた方針に基づき、児童養護施設の小規模かつ地域分散化に向けた施設整備の着実な進行を図るため、年次ごとの計画及び区における支援の方策を明らかにした「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画案」を策定したため報告する。

2 計画案の概要

(1) 計画策定の趣旨（別紙P1）

- 本計画は、区内の児童養護施設において「できる限り良好な家庭環境」を確保するため、世田谷区社会的養育推進計画で定めた小規模かつ地域分散化に向けた施設整備の着実な進行を図るため、年次ごとの計画及び区における支援の方策を明らかにすることを目的として定めるものである。

(2) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化に係るこれまでの経緯（別紙P1）

- 国は平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があり、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性が示された。

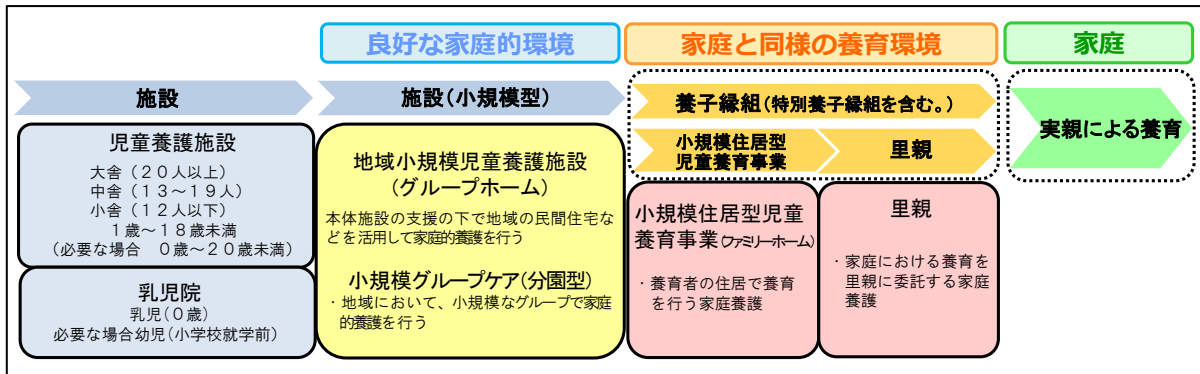
児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために 抜粋
(平成24年10月 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

児童養護施設の小規模化・地域分散化の要素

- ① 本体施設の定員を小さくしていくこと
- ② 本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと
- ③ 地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくこと

- 平成28年には児童福祉法が改正され、
 - ① 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
 - ② ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう
 - ③ 児童を家庭及び当該養育家庭環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない という家庭養育優先原則が法に明文化されるに至った。（児童福祉法第3条の2）

(社会的養育に関する体系図)



出典：厚生労働省

- こうした中で、東京都においても、予てから家庭的養護の推進を基本的な方向性として、施設分園型グループホームやグループホーム支援員の配置経費の補助等、国に先駆けた取組みを進め、地域社会の中で児童を養護するグループホームの設置を推進するなど児童養護施設の小規模かつ地域分散化に対応する整備の支援に継続的に取り組んできている。

(3) 計画の基本的な考え方 (別紙P2)

- 区は、令和2年4月に児童相談所を開設し、児童相談所設置市事務として、児童養護施設の認可等の施設所管業務も移管された。これに伴い、家庭への養育支援から代替養育までを通した社会的養育の体制整備に一貫して取り組んでいくため、「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年度～11年度)」(以下、「社会的養育推進計画」という。)を令和3年3月に策定した。
- 区内の児童養護施設においては、東京都が進めてきた、施設の小規模かつ地域分散化を進めていく計画と取組みを踏まえ、従来から計画的に小規模かつ地域分散化に向けた施設整備に取り組んできている。
- そのため、本計画は、社会的養育推進計画に示した方針を基本としつつ、各施設が進めている計画とも整合性を図りながら、将来にわたる年次ごとの区内児童養護施設における小規模化及び地域分散化に向けた計画を明らかにするものである。

世田谷区社会的養育推進計画

第3章 7施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 ③施設の多機能化・小規模化への支援 抜粋

区は、国の示す小規模かつ地域分散化の推進に沿い、施設がグループホームの定員6人を5～4人に引き下げるなど、少人数化に向けた体制整備を進めるにあたっては、国庫補助金を活用した財政支援等を行うなど、より家庭的な環境の促進を図る

(4) 小規模かつ地域分散化により目指すもの (別紙P3)

- 施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現するとともに、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指す。
- 施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進していく。

(5) 計画期間（別紙P3）

- ・ 本計画については、社会的養育推進計画の見直し時期に合わせ、令和3年12月から令和6年度までとする。

(6) 区における小規模かつ地域分散化の目標（別紙P9）

- ・ 社会的養育推進計画で示している施設養育の必要量及び区内養護施設の小規模かつ地域分散化計画を踏まえて、各グループホームの定員を5～4人になるよう整備する。
- ・ 令和6年度までに定員が5～4人にならないグループホームについても、引き続き概ね令和11年度までを目途に小規模かつ地域分散化に向けて取り組むものとする。

<小規模かつ地域分散化の年次別目標>

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
主な取組み		—	・グループホームの定員引き下げ ・グループホーム2か所設置	・グループホーム及びユニットの定員引き下げ ・グループホーム1か所設置	・グループホーム3か所設置
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	6ユニット程度
	5～4人定員	—	—	—	—
	定員数	52人	52人	49人程度	36人程度
グループ ホーム	6人以上定員	9か所	6か所程度	5か所程度	5か所程度
	5～4人定員	1か所	6か所程度	8か所程度	11か所程度
	か所数	10か所	12か所程度	13か所程度	16か所程度
	定員数 (※)	58人 (52.7%)	60人程度 (53.6%)	63人程度 (56.3%)	77人程度 (68.1%)
合計定員数		110人	112人程度	112人程度	113人程度

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合

(7) 計画の推進に向けた区の支援（主な取組み）（別紙P9～11）

- ・ 新たにグループホームを設置するための物件確保のほか、賃貸借契約にかかる経費や備品購入費などの初期費用などについて、国庫補助金等を活用した財政支援を行うなど、必要な支援を行うものとする。
- ・ 各施設の小規模かつ地域分散化を進める上での人材確保や、養育の質の向上にかかる取組みなどについて、国庫補助金等を活用した財政支援を行うなど、必要な支援を行うものとする。
- ・ ケアニーズの高い子どもが施設入所後に不調を起こした場合などについて、児童相談所による一時保護を活用し再度アセスメントを行い、施設で安心して生活できるよう子どもを支援するとともに、施設復帰後においても、児童相談所がチームとして施設をバックアップするなど、必要な支援を行うものとする。
- ・ 地域分散化された施設が地域社会と積極的に関係を持ちながら、施設運営を行い、子どもが地域で安心して生活していくため、庁内関係機関と連携を密に取りながら対応するものとする。

3 必要経費（概算）

- ・ 新たなグループホームを設置する場合には、区においても、開設準備経費及び年間をとおした運営経費について、財政支援を行うものとする。
- ・ 令和4年度のグループホーム開設（2か所）における、区の財政支援にかかる経費は以下のとおり。

【歳出】

扶助費	3,974	千円（施設借り上げのための礼金、仲介手数料等）※初期経費
	14,124	千円（グループホーム運営にかかる家賃等）※年間経費
補助金	<u>16,000</u>	千円（グループホーム開設にかかる備品購入費）※初期経費
合計	34,098	千円 ※2グループホーム合計

【歳入】

国庫負担	8,239	千円（児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 負担割合1/2）
国庫補助	<u>8,000</u>	千円（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 補助率1/2）
合計	16,239	千円

- ・ なお、令和5年度以降のグループホーム開設にかかる必要経費については、上記におけるグループホーム1か所あたりの必要経費を基準とし、改めて算定するものとする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画	策定
令和4年度	グループホーム2か所開設	

世田谷区児童養護施設
小規模かつ地域分散化計画
(案)

令和3年12月

世田谷区

目次

第 1	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	児童養護施設の小規模かつ地域分散化に係るこれまでの経緯	1
3	計画の基本的な考え方	2
4	小規模かつ地域分散化により目指すもの	3
5	計画期間	3
第 2	区における児童養護施設の状況	5
1	児童養護施設の定員数と小規模化の状況	5
2	児童養護施設の入所状況	6
3	個別的ケアが必要な児童の入所状況	6
第 3	小規模かつ地域分散化計画と推進の方策	7
1	施設養育の必要量	7
2	各児童養護施設における小規模かつ地域分散化に向けた今後の取組み	7
3	区における小規模かつ地域分散化の目標	9
4	計画の推進に向けた区の支援（取組み）	9
	（1）グループホーム設置にかかる民間住宅の確保等にかかる支援	9
	（2）職員の確保及び人材育成にかかる支援.....	10
	（3）児童相談所との緊密な連携による養育支援の実施	10
	（4）地域との連携にかかる支援.....	10

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 本計画は、区内の児童養護施設において「できる限り良好な家庭環境」を確保するため、世田谷区社会的養育推進計画で定めた小規模かつ地域分散化に向けた施設整備の着実な進行を図るため、年次ごとの計画及び区における支援の方策を明らかにすることを目的として定めるものである。

2 児童養護施設の小規模かつ地域分散化に係るこれまでの経緯

- 国は平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、児童養護施設における子どもの代替養育をはじめとする社会的養護の施策は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策から、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子どもなどへの支援を行う施策へと役割が変化し、その役割・機能の変化にハード・ソフトの変化が遅れているとの課題認識が示された。

そして社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があり、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性が示された。

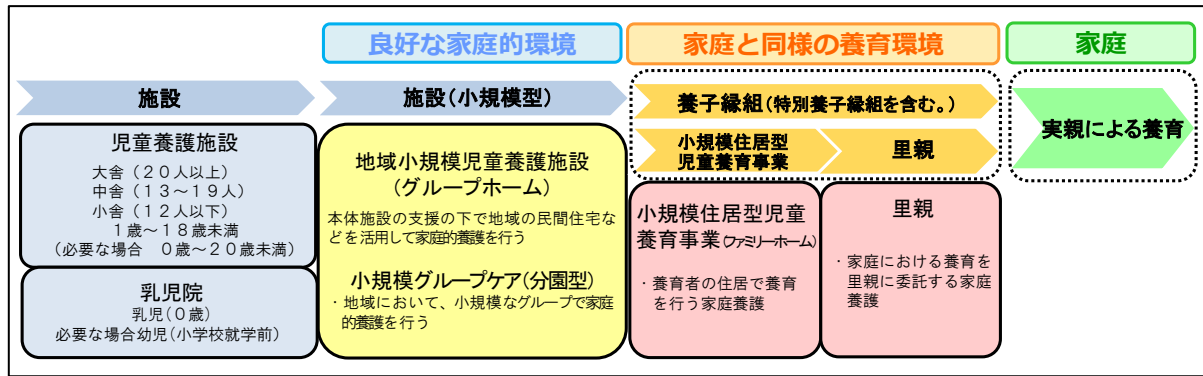
児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために 抜粋
(平成24年10月 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

児童養護施設の小規模化・地域分散化の要素

- ① 本体施設の定員を小さくしていくこと
- ② 本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと
- ③ 地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくこと

- さらに、平成28年には児童福祉法が改正され（以下、「改正児童福祉法」という。）、
 - ① 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
 - ② ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう
 - ③ 児童を家庭及び当該養育家庭環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない という家庭養育優先原則が法に明文化されるに至った。（児童福祉法第3条の2）

(社会的養育に関する体系図)



出典：厚生労働省

- 改正児童福祉法の理念を具体化するため取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「できる限り良好な家庭的環境」について、「小規模施設における小集団を生活単位とした養育環境を意味しており、具体的には、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。こうした養育環境では、最大でも6人以下の子どもとケアワーカーが一生活単位を構成し、子どもは独立性と自立性を備えたこの生活単位において日常生活を送る。ただし、ケアニーズが高い子どもが入所する状況になれば、4人以下で運営できるようにするべきである」との考え方が示された。
- こうした中で、東京都においても、予てから家庭的養護の推進を基本的な方向性として、施設分園型グループホームやグループホーム支援員の配置経費の補助等、国に先駆けた取組みをはじめとして、地域社会の中で児童を養護するグループホームの設置を推進するなど児童養護施設の小規模かつ地域分散化に対応する整備の支援に継続的に取り組んできている。

3 計画の基本的な考え方

- 以上のように、児童養護施設の小規模かつ地域分散化にかかる取組みが国や都で進められてきた中で、区は、令和2年4月に児童相談所を開設し、児童相談所設置市事務として、児童養護施設の認可等の施設所管業務も移管された。これに伴い、家庭への養育支援から代替養育までを通した社会的養育の体制整備に一貫して取り組むこととなった。社会的養育を着実に推進していくためには、その体制整備に向けた区の基本的考え方と、目標とする全体像を具体的に示す必要があるといった認識のもと、これらを明らかにした「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年度～11年度)」(以下、「社会的養育推進計画」という。)を令和3年3月に策定した。
- 社会的養育推進計画においては、施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備に向けた施設の多機能化・小規模化への支援として「区は、国の示す小規模かつ地域分散化の推進に沿い、施設がグループホームの定員6人を5～4人に引き下げるなど、少人数化に向けた体制整備を進めるにあたっては、国庫補助金等を活用した財政支援等を行うなど、より家庭的な環境の促進を図るもの」としているところである。

- 区内の児童養護施設においては、東京都が進めてきた、施設の小規模かつ地域分散化を進めていく計画と取組みを踏まえ、従来から計画的に小規模かつ地域分散化に向けた施設整備に取り組んできている。
- そのため、本計画は、社会的養育推進計画に示した方針を基本としつつ、各施設が進めている計画とも整合性を図りながら、将来にわたる年次ごとの区内児童養護施設における小規模化及び地域分散化に向けた計画を明らかにするものである。

4 小規模かつ地域分散化により目指すもの

- 国の「新しい社会的養育ビジョン」の趣旨を踏まえると、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。
- 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を踏まえ、施設での養育にあたっては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。
- こうしたことを踏まえて、区においては施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現するとともに、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指す。
- さらに、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関りを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進していく。

5 計画期間

- 社会的養育推進計画策定要領では、概ね10年程度で小規模かつ地域分散化にかかる計画を策定することとしている。
- 一方、区は令和2年4月に児童相談所を開設しており、今後の児童相談所における里親委託や施設入所措置の動向を適切に見極めながら各施設における小規模かつ地域分散化を進めていく必要がある。
- また、令和6年度は、令和3年3月に策定した社会的養育推進計画の中間年にあたりるとともに、区の社会的養育の全体像として位置づけられる「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」の終期にあたることから、当該年度において社会的養育推進計画に基づく取組みの進捗状況の検証や、計画の見直し等を行い取組みの促進を図ることとしている。
- これらを踏まえて、本計画については、社会的養育推進計画の見直し時期に合わせ、令和3年12月から令和6年度までとする。

- なお、令和7年度以降の小規模かつ地域分散化に向けた取組みについては、今後の国や東京都の取組みを踏まえるとともに、社会的養育推進計画の見直しに合わせて、改めて検討するものとする。

第2 区における児童養護施設の状況

1 児童養護施設の定員数と小規模化の状況

- 令和3年9月末現在、区内の児童養護施設の定員数と小規模化は、次のような状況となっている。

<社会福祉法人東京育成園> 総定員53人

● 本体施設（ユニット）

1ユニットあたりの定員	ユニット数	計
6人	4ユニット	24人
5人	1ユニット	5人
総定員		29人

● グループホーム

1か所あたりの定員	設置か所数	計
6人	4か所	24人
総定員		24人

<社会福祉法人福音寮> 総定員57人

● 本体施設（ユニット）

1ユニットあたりの定員	ユニット数	計
7人	3ユニット	21人
総定員		21人

● グループホーム

1か所あたりの定員	設置か所数	計
6人	6か所	36人
総定員		36人

< 2 施設合計 > 総定員 110人

● 本体施設 (ユニット)

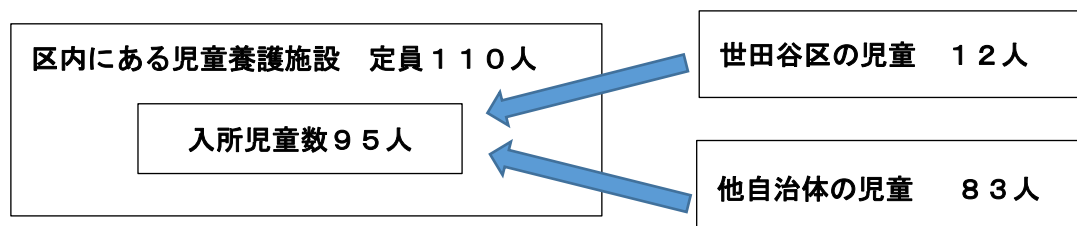
1ユニットあたりの定員	ユニット数	計
7人	3ユニット	21人
6人	4ユニット	24人
5人	1ユニット	5人
総定員		50人

● グループホーム

1か所あたりの定員	設置か所数	計
6人	10か所	60人
総定員		60人

2 児童養護施設の入所状況

- ・令和3年9月末現在の区内にある児童養護施設の入所児童数は、95人となっている。



3 個別的ケアが必要な児童の入所状況

- ・施設に入所している区が措置した児童^{※1}のうち、個別的なケアが必要な児童^{※2}の人数について調査を行った (令和3年3月31日時点調査)。
- ・その結果、個別的なケアが必要な児童は85人中49人となっており、その割合は57.6%となっている。

※1 令和3年3月31日現在、乳児院入所8人、児童養護施設(本園)入所37人、グループホーム入所40人の合計85人を対象に調査を行った。

※2 個別的なケアが必要な児童：虐待により心身に傷を受けた児童や、何らかの障害がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童

第3 小規模かつ地域分散化計画と推進の方策

1 施設養育の必要量

- 社会的養育推進計画においては、次のとおり令和6年度までの施設養育の必要量の推計が示されており、児童養護施設の入所対象となる3歳以上については、令和6年度において113人となっている。

社会的養育推進計画 抜粋

区分	令和2年度 (10月1日現在 区内施設定員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳未満	—	2人	4人	6人	8人
3歳以上就学前	—	7人	7人	7人	7人
学童期以降	—	103人	104人	105人	106人
合計	110人	112人	115人	118人	121人
うち、3歳以上	—	110人	111人	112人	113人

2 各児童養護施設における小規模かつ地域分散化に向けた今後の取組み

- 国の社会的養育推進計画策定要領においては、各児童養護施設等においても小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定することとなっており、区内児童養護施設については、次のとおり小規模かつ地域分散化を計画している。

<社会福祉法人 東京育成園>

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	5ユニット	5ユニット	5ユニット	3ユニット
	5~4人定員	—	—	—	—
	合計定員数	31人	31人	31人	18人
グループ ホーム	6人以上定員	3か所	—	—	—
	5~4人定員	1か所	6か所	6か所	9か所
	合計定員数	22人	24人	24人	36人
合計定員数		53人	55人	55人	54人

【主な取組み】

(令和4年度)

- 前年度定員6人のグループホーム3か所を定員4人に引き下げる。(小規模化)
- 新たに定員4人のグループホームを2か所設置する。(地域分散化)

(令和6年度)

- 新たに定員4人のグループホームを3か所設置する。(地域分散化)

<社会福祉法人 福音寮>

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	3ユニット	3ユニット	3ユニット	3ユニット
	5~4人定員	—	—	—	—
	合計定員数	21人	21人	18人	18人
グループ ホーム	6人以上定員	6か所	6か所	5か所	5か所
	5~4人定員	—	—	2か所	2か所
	合計定員数	36人	36人	39人	39人
合計定員数		57人	57人	57人	57人

【主な取組み】

(令和5年度)

- 前年度7人定員のユニット3か所を定員6人に引き下げる。(小規模化)
- 前年度6人定員のグループホーム1か所を定員5人に引き下げる。(小規模化)
- 新たに定員4人のグループホームを1か所設置する。(地域分散化)

3 区における小規模かつ地域分散化の目標

- 区内養護施設の小規模かつ地域分散化計画を踏まえて、各グループホームの定員を5～4人になるよう整備する。
- 令和6年度までに定員が5～4人にならないグループホームについても、引き続き概ね令和11年度までを目途に小規模かつ地域分散化に向けて取り組むものとする。
- なお、令和6年度までに、区内児童養護施設が計画している定員数（111人）と区が掲げる目標値（113人）が2人分乖離しているが、今後、施設の入所状況等を踏まえながら、各施設と調整していくものとする。

＜小規模かつ地域分散化の年次別目標＞

区分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
主な取組み		—	・グループホームの定員引き下げ ・グループホーム2か所設置	・グループホーム及びユニットの定員引き下げ ・グループホーム1か所設置	・グループホーム3か所設置
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	6ユニット程度
	5～4人定員	—	—	—	—
	定員数	52人	52人	49人程度	36人程度
グループ ホーム	6人以上定員	9か所	6か所程度	5か所程度	5か所程度
	5～4人定員	1か所	6か所程度	8か所程度	11か所程度
	か所数	10か所	12か所程度	13か所程度	16か所程度
	定員数 (※)	58人 (52.7%)	60人程度 (53.6%)	63人程度 (56.3%)	77人程度 (68.1%)
合計定員数		110人	112人程度	112人程度	113人程度

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合

4 計画の推進に向けた区の支援（取組み）

（1）グループホーム設置にかかる民間住宅の確保等にかかる支援

- ・ 今後施設の小規模かつ地域分散化を進めるためには、新たにグループホームを設置するための物件確保のほか、賃貸借契約にかかる経費や備品購入費などの初期費用、さらに、地域分散化に伴い、元々ユニットとして使用していた本体施設内の空間に、よりケアニーズの高い児童を受け入れていくための機能や一時保護の専門機能、また地域における子育て支援や里親の支援にかかる機能などといった新たな機能を持たせる（多機能化）ための改築にかかる経費などについて施設が負担することとなる。
- ・ そのため、区においては庁内関係機関と連携を図りながら、空き家活用をはじめとする情報提供を行うほか、施設が負担する初期費用等について国庫補助金等を活

用した財政支援を行うなど、施設が円滑に小規模かつ地域分散化（これに合わせて行う多機能化等を含む）を進めるための支援を行うものとする。

（２）職員の確保及び人材育成にかかる支援

- ・ 各施設が小規模かつ地域分散化を進めるにあたっては、今後更に施設における養育を担う人材を確保する必要がある。
- ・ また、施設がこれまで培ってきた豊富な経験とノウハウを維持するための継続的な人材育成をはじめとする、養育の質の向上にかかる取組みも併せて進めていく必要がある。
- ・ さらに、施設の小規模かつ地域分散化の結果、本来組織で共有すべき課題などが職員間で伝わりにくくなるなど、少人数でケアを行うが故の課題が発生することも考えられ、職員が孤立しないよう施設長や基幹的職員などのスーパーバイズや、各グループのリーダー的職員の育成も欠かせない。
- ・ そのため、区においては、上記にかかる取組みを推進させるために、外部研修受講費用をはじめとする、職員の資質向上のために要する費用等について、国庫補助金等を活用した財政支援を行うなど、必要な支援を行うものとする。
- ・ あわせて、施設運営の透明性の確保とサービスの質の向上を図る区としての取組みについて、施設とも調整しながら取り組んでいく。

（３）児童相談所との緊密な連携による養育支援の実施

- ・ 施設養育から早期に家庭復帰または里親委託等につなげるためには、施設の専門性を活かした個別ケアの実施のほか、児童相談所における効果的な保護者指導または里親委託等に向けた個別調整が必要である。
- ・ このため、児童相談所と各施設においては、日常的に子どもの状況及び援助方針等の共有を図りながら、連携して子どもを「できる限り良好な家庭的環境」から家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境へ移行するための対応を実施するものとする。
- ・ また、施設はケアニーズの高い子どもが入所する前提から考えると、小規模かつ地域分散化された施設においても、適切に子どもが当該施設で生活できるかなど、児童相談所が施設入所措置を決定する際には、十分なアセスメント及び施設との調整を踏まえて実施するものとする。
- ・ 加えて、施設入所後に不調を起こした場合なども、児童相談所による一時保護を活用し再度アセスメントを行い、施設で安心して生活できるよう子どもを支援するとともに、施設復帰後においても、児童相談所がチームとして施設をバックアップするなど、必要な支援を行うものとする。

（４）地域との連携にかかる支援

- ・ 地域分散化された施設が地域社会と積極的に関係を持ちながら、施設運営を行うことが、地域で子どもを育てるという観点から求められる取組みである。
- ・ このため、区においては、子どもが地域で安心して生活していくため、庁内関係

機関と連携を密に取りながら対応するものとする。

- 加えて、区広報誌をはじめとする各種広報媒体を活用し、社会的養護の意義を広く周知することをおして、施設に入所している子どもはもとより、社会的養護を必要とする子どもについて、地域社会全体で育てていくといった機運の醸成を図る。